AIUの国内旅行傷害保険

（国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険）

包括契約用

2015年10月1日以降 補償開始契約用

AIUの国内旅行傷害保険は、旅行でのケガ、入院・通院から、賠償事故（スキー場での衝突による賠償事故など）や、手荷物（スキー用具など）の盗難まで補償します。楽しい旅行に安心をプラスするAIUの国内旅行傷害保険にぜひご加入ください。

こんなときお役に立ちます

傷害
交通事故、航空機事故、ホテル火災、スキー中の転倒事故などでケガをしたときなど

個人賠償責任
他のスキーヤーに衝突してケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負ったときなど

携行品
スキー、ストック、スノーボード、カメラなどが盗難にあったり、破損したときなど(注)レンタル用品、宅配便別送品の事故は対象となりません。

救援者費用
事故で死亡または14日以上入院し、家族がかけつけたときなど

臨時費用
第三者の行為によりケガをし、死亡したとき

留守宅家財
自宅の家財が旅行で留守中、盗難にあったとき

※ご加入タイプ「A02」、「A03」を除く

ご加入タイプ一覧表

〈ご加入者の皆様へ〉●ご加入タイプをお選びになり、下記加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

旅行期間（保険期間）			日帰り・2日（1泊2日）まで			4日（3泊4日）まで			7日（6泊7日）まで			14日（13泊14日）まで		1か月まで	
ご加入タイプ			A01	A11	A12	A02	A13	A14	A03	A15	A16	A17	A19	A20	A21
保険金額または日額	傷害	死亡保険金額	500万円	850万円	1,000万円	500万円	800万円	1,000万円	295万円	518万円	1,000万円	845万円	1,000万円	850万円	1,000万円
		後遺障害保険金額（後遺障害の程度に応じて）	20万円～500万円	34万円～850万円	40万円～1,000万円	20万円～500万円	32万円～800万円	40万円～1,000万円	11.8万円～295万円	20.72万円～518万円	40万円～1,000万円	33.8万円～845万円	40万円～1,000万円	34万円～850万円	40万円～1,000万円
		入院保険金日額（180日限度）	3,000円	6,500円	12,500円	2,500円	6,000円	10,000円	1,500円	3,000円	6,500円	7,500円	11,000円	8,700円	11,000円
		手術保険金（手術の程度に応じて1事故につき1回）	入院中の手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。												
		通院保険金日額（90日限度）	2,000円	3,000円	3,500円	1,500円	2,500円	3,500円	1,000円	1,500円	2,500円	2,000円	3,000円	2,500円	3,500円
	個人賠償責任保険金額（自己負担額なし）（支払限度額）		3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	携行品損害保険金額（支払限度額）（自己負担額3,000円）（1個1組または1対につき10万円）		10万円	20万円	25万円	10万円	20万円	25万円	10万円	15万円	25万円	20万円	25万円	20万円	25万円
	救援者費用等保険金額（支払限度額）		50万円	100万円	200万円	15万円	50万円	100万円	50万円	50万円	100万円	100万円	250万円	200万円	250万円
	臨時費用保険金額		60万円	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円	60万円
	留守宅家財保険金額（支払限度額）（自己負担額3,000円）（1個1組または1対につき10万円）		6.6万円	63.5万円	124.6万円	補償なし	42万円	86.9万円	補償なし	50万円	67.7万円	30万円	34.6万円	59.9万円	93.5万円
1名あたりの保険料			500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円

旅行会社名

御中 **国内旅行傷害保険　加入依頼書**　加入依頼日 20　年　月　日　保険会社提出用

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報、個人情報の取扱いを含む）を受領しその説明を受け、内容を承諾し、「ご契約内容確認事項」を確認したうえで次のとおり保険契約を申し込みます。

加入依頼者	（ご署名ください）（カナ）
被保険者氏名	右記旅行者（被保険者）明細の通り　被保険者数　名
加入依頼者住所	〒
加入依頼者電話番号	
保険期間（旅行期間）	20　年　月　日より20　年　月　日まで
旅行先	ご加入タイプ　旅行目的　観光　商用（商談・事務的なもの）
保険料	1人あたりの保険料　被保険者数　合計保険料 円×　人＝　円

旅行者（被保険者）明細（11名以上のときは別紙を足してご提出ください。）

	氏名（カナでご記入ください）（加入依頼者を補償の対象とする場合もご記入ください）	性別	年令				
1		男・女	才	6		男・女	才
2		男・女	才	7		男・女	才
3		男・女	才	8		男・女	才
4		男・女	才	9		男・女	才
5		男・女	才	10		男・女	才

お申込内容によってはお引受けのできない場合、またご希望の内容でのお引受けができない場合があります。　死亡保険金受取人は法定相続人とします。

告知事項

告知事項に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

① 過去3年間に国内旅行傷害保険または海外旅行保険の携行品（損害保険金）を5回以上請求または受領されていますか？
いいえ　はい⇒ご加入いただけません。

② 同一の補償内容を提供する他の保険契約（共済を含む）がありますか？
（生命保険・簡易保険・クレジットカード付帯保険は除きます。「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものです。）
いいえ　はい⇒その詳細について○印とご記入をお願いします。
保険種類：1.国内旅行傷害保険　2.普通傷害保険　3.家族傷害保険　4.交通事故傷害保険　5.共済などその他（　　）
保険会社名など（　　）　傷害死亡保険金額（　　）

③ 対象になるご旅行は、右記の運動を伴いますか？
いいえ　はい⇒ご加入いただけません。
山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングを含む）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダーおよび飛行船を除く航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機などをいい、パラプレーンなどパラシュート型超軽量動力機を除く）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

B76-143（B-003564　2017-05）　2015年7月版　引受保険会社　AIU損害保険株式会社

■国内旅行傷害保険の概要

給付項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(基本契約)	死亡保険金	日本国内において被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	ご契約いただいた傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	○保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ○被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ○戦争・革命・その他の事変や暴動などによるケガ ○放射能汚染などによるケガ ○被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転によるケガ ○被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ○被保険者の妊娠、出産、早産、流産、外科的手術などの医療処置(事故に伴うものを除く)によるケガ ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ○被保険者による山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー・超軽量動力機・ジャイロプレーン搭乗などの危険な運動中のケガ ○被保険者のむちうち症または腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ○被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技・競争などを行っている間に生じたケガ など
	後遺障害保険金	日本国内において被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたとき	後遺障害の程度に応じて、ご契約いただいた傷害後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
	入院保険金	日本国内において被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に入院したとき ●入院：医師による治療が必要と判断された場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること	入院1日につき、入院保険金日額を事故の日からその日を含めて180日を限度としてお支払いします。	
	手術保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために健康保険などで定められた手術(皮膚切開術、抜歯手術などは除く)を受けたとき	入院中の手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります。	
	通院保険金	日本国内において被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)したとき ●通院：医師による治療が必要と判断された場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること	通院1日につき、通院保険金日額を90日を限度としてお支払いします。ただし、入院保険金が支払われる期間中および事故の日よりその日を含めて180日を経過した後の通院保険金はお支払いしません。	
特約	個人賠償責任	日本国内において被保険者が旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負ったとき	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。 注1 賠償金額の決定にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。その際に、弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。 注2 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	○保険契約者、被保険者の故意による損害 ○被保険者の職務の遂行に起因する損害賠償責任 ○航空機・船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除く)、銃器の使用などに起因する損害賠償責任 ○被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任　など
	携行品	日本国内において被保険者が旅行行程中に偶然な事故により、携行品に損害が生じたとき 携行品とは、現金、乗車船券、宿泊券、衣類、カメラなど被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 注 次のものは含まれません。 有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、ヨット、モーターボート、自動車、原動機付自転車、登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物　など	携行品損害保険金額を限度として、修理費または時価額をお支払いします。 注1 1個、1組または1対のものについて10万円を限度とし、現金・乗車船券・宿泊券などについては合算して5万円を限度とします。 注2 1回の事故ごとに3,000円(自己負担額)をご自身で負担していただきます。	○置き忘れ、紛失 ○保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ○被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転による損害 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ○自然の消耗、性質による変質・変色、欠陥 ○単なる外観の損傷 など
	救援者費用	日本国内において被保険者が旅行行程中に ・搭乗中の航空機や船舶が行方不明になったとき、もしくは遭難したとき ・偶然な事故によって被保険者の生死が確認できないとき、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などの公的機関により確認されたとき ・偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院したとき	救援者費用等保険金額を限度として保険契約者、被保険者または被保険者の親族(その代理人を含みます。)が負担した次の費用をお支払いします。 ・捜索救助費用(山岳遭難を除く) ・現地への交通費(1往復分)(救援者2名分まで) ・現地での宿泊料(救援者2名かつ1名につき14日分まで) ・現地からの移送費 ・現地での交通費、通信費など諸雑費(3万円を限度)	○保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故 ○被保険者による自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転による事故 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ○被保険者による山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー・超軽量動力機・ジャイロプレーン搭乗などの危険な運動中の事故 ○被保険者のむちうち症または腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの　など
	臨時費用	日本国内において被保険者が旅行行程中に、第三者の行為によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	60万円を臨時費用保険金としてお支払いします。	傷害(基本契約)の保険金をお支払いできない主な場合に加え、生計を共にする同居の親族の行為によるケガ　など
	留守宅家財	日本国内において被保険者が旅行行程中に自宅の家財が盗難にあったとき 注 次のものは家財に含まれません。 有価証券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、貴金属、美術品、船舶、ヨット、モーターボート、自動車、原動機付自転車、自転車、動物、植物　など	留守宅家財盗難保険金額を限度として修理費または時価額をお支払いします。 注1 1個、1組または1対のものについて10万円を限度とし、現金もしくは小切手については合算して5万円を限度とします。 注2 1回の事故ごとに3,000円(自己負担額)をご自身で負担していただきます。	○保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ○親族、使用人、同居人、管理人が行った盗難による損害 ○火災または破裂・爆発の際の盗難による損害 ○地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際の盗難による損害 ○屋外にある物の盗難による損害 ○旅行終了後60日以内に知ることのできなかった盗難による損害　など

■ 用語のご説明
- 「被保険者」とは、保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。
- 「保険金」とは、補償の対象となる事由によって損害が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
- 「保険金額」とは、ご契約にあたり弊社とご契約者とで定める金額(ご契約金額)で、弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
- 「旅行行程」とは、保険証券記載の国内旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの行程をいいます。

■ 事故の通知について
この保険の対象になる事故が発生した場合には、事故の発生の日から30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。賠償事故が発生した場合も、事故の発生の日から30日以内にご連絡のうえ、その後の手続きにつきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようにご注意ください。なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

● このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合せください。
● ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
● 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

(ご注意)
・①加入依頼者(保険を申し込まれる方)と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名がない場合、または②旅行者(被保険者)が旅行出発日時点で満15才未満の場合(同意の署名は不要です。)は、傷害死亡保険金額は同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済と合算して1,000万円を上限とさせていただきます。
・この保険は日本国内において発生した事故に対して保険金を支払うものですが、次の(1)(2)の場合は日本国外において発生した事故に対しても保険金をお支払いします。
(1)被保険者が搭乗している航空機または船舶が通常の航路により日本国外を通過する場合
(2)被保険者が搭乗している航空機または船舶が第三者による不法な支配などにより日本国外に出た場合

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4　アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp

お問合せ先:
旅行保険カスタマーセンター
TEL:03-5611-0799
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ・お申込みは
(株)エモック・エンタープライズ内
JOCジュニアオリンピックカップ宿泊事務局
TEL:03-3507-9777　FAX:03-3507-9771

B76-143 (B-003564 2017-05) 9-15 (TF)